

# 談合情報等対応マニュアル

## 第1編 総則

### (目的)

第1条 このマニュアルは、大阪市契約管財局契約部が行う入札に関し、談合情報がもたらされた場合（以下「談合情報を受けた場合」という。）又は不自然な入札が行われた場合の取扱いについて必要な事項を定め、円滑・適正な調査及び審査に資することを目的とする。

また、契約管財局契約部以外の所属での談合情報についても他機関へ通報するための取扱いを定める。

### (定義)

第2条 このマニュアルにおいて次の各号に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 談合情報

談合等不正行為に関する情報をいう。

(2) 談合疑義事実

談合又は不正行為を疑うに足る不自然な状況（不自然な入札結果であった場合、談合等不正な入札の疑いが認められる場合）等の事実をいう。

(3) 談合情報等

談合情報及び談合疑義事実をいう。

(4) 入札参加者

事後審査型入札にあつては、入札書を提出した者をいい、事前審査型入札にあつては、大阪市が入札参加資格を有していると認めた者をいう。

(5) 調査対象者

事情聴取等調査の対象とする入札参加者（入札を辞退した者を含む。）及び談合情報等にある事業者をいう。

(6) 事後審査型入札

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（落札候補者）の入札参加資格を開札後に審査する一般競争入札をいう。

(7) 事前審査型入札

入札参加資格を入札前に審査する一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札、随意契約（プロポーザル方式や比較見積の場合等）をいう。

(8) 公正入札調査委員会

談合情報等に関する調査及び審議等を行うため、大阪市契約管財局契約部において設置する委員会をいう。

- (9) 委員長  
公正入札調査委員会の委員長をいう。
- (10) 事務局  
公正入札調査委員会の事務局をいう。
- (11) 積算書等  
見積った金額の根拠となる単価及び数量等が明らかにできるもので、入札価格算定の根拠となった積算書（金額等内訳を明示したもの）及び見積書をいう。

(調査及び審議)

第 3 条 談合情報を受けた場合は、次の手続きにより公正入札調査委員会が調査及び審査するとともに、今後の対応策を検討する。

(1) 談合情報の確認

談合情報を受けた場合の対応は、次のとおりとする。

ア 談合情報については、次に掲げる項目及びその他の事項について、できる限り当該事実を詳細に確認する。

(ア) 情報提供者の氏名・住所・連絡先等

※情報提供者が報道機関であった場合は、報道機関名、所属部署名も確認する。

(イ) 案件名称・入札（予定）日又は開札日時

(ウ) 落札（予定）者名及び落札（予定）金額

(エ) 情報源（談合を知った経過等）

イ 原則として、案件名称、落札（予定）者名及び落札（予定）金額を明らかにした情報又は公正入札調査委員会において信憑性が極めて高いと認められた情報を調査対象とし、前者の場合は情報内容と開札結果が一致した場合に限り調査を行う。

なお、新聞等の報道により談合情報等を把握した場合は、アの規定に準じて取り扱うものとする。

ウ 調査対象者は、当該談合情報等により談合等の不正行為に関与していると疑われる入札参加者をいう。ただし、次の場合は、入札参加者以外の者も調査対象者に加える。

(ア) 談合情報等の内容及び開札の状況により、入札参加者以外も調査する必要がある場合。

(イ) 調査対象案件と開札日及び発注部局が同一の入札において、同じ業者が参加しており、かつ開札の結果が調査対象案件と類似した場合。

(ウ) 特に調査が必要であると判断した場合。

(2) 報告

ア 談合情報を受けた者は、できる限り当該事実を詳細に確認し、談合情報報告書（様式 1）を直ちに作成し、公正入札調査委員会に報告する。

イ 談合疑義事実を把握した職員は、談合疑義事実報告書（様式 2）を直ちに作成し、

公正入札調査委員会に報告する。

ウ 事務局は、当該談合情報報告書又は談合疑義事実報告書の内容を確認したうえで速やかに委員長に報告する。

(3) 調査及び審議

公正入札調査委員会規程に基づき調査・審議する。

(4) 大阪市入札等監視委員会への報告等

委員長が必要と認めるときは、大阪市入札等監視委員会へ報告し、調査方法等の意見を求めることができる。

(5) 公正取引委員会及び大阪府警察への通報

談合情報等については、公正取引委員会に対して報告等（独占禁止法第 45 条第 1 項（公共工事の入札及び契約に限り、公共工事入札契約適正化法第 10 条））を行い、大阪府警察に対して告訴（刑事訴訟法第 230 条）、告発（刑事訴訟法第 239 条第 2 項）又は情報提供する。

## 第 2 編 談合情報を受けた場合の対応

（入札の執行及び調査の実施）

第 4 条 入札の執行及び調査の実施については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 開札前に談合情報を受けた場合

ア 事後審査型入札の場合

（ア） 開札するまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に談合情報を受けた場合であっても、原則として入札執行前の事情聴取は行わない。

（イ）（ア）において、入札執行後、情報内容と入札結果が一致した場合には、原則として審査順位を非公表としたうえで、次条の規定による調査を行う。

イ 事前審査型入札の場合

（ア） 原則として入札を執行し、情報内容と開札結果が一致した場合に限り、談合情報として調査対象者に事情聴取等の調査を行う。ただし、紙入札の場合は、入札参加者に対し談合情報があった旨を通告すること。

（イ） 不正な入札が行われていると認めるとき又は談合の疑いが完全に払拭できないときは、原則、入札を中止又は入札期日を延期し、調査を実施する。

(2) 開札後契約締結前に情報を受けた場合

入札執行後落札決定までの間に、公正入札調査委員会において調査・審議の必要があると判断した場合は、次のとおり取り扱う。

ア 契約締結を保留し、次条の規定に従い調査対象者に対し事情聴取等の調査を行う。

調査対象者は、談合情報の内容等を勘案して総合的に判断する。

イ アの調査において、明らかに談合の事実があったと認められたときは、大阪市契

約規則（以下「規則」という。）第 32 条第 2 項の規定により、契約の締結を行わない。

- (3) 契約締結後に情報を受けた場合  
前 2 号に準じて行うものとする。

（事情聴取等の調査）

第 5 条 調査対象者には、次のとおり事情聴取を行う。

- (1) 調査の担当者

事情聴取は、原則として元司法警察職員の立会いのもとで行う。

- (2) 事情聴取

事情聴取は、公正入札調査委員会で調査を行うと判断した場合に、速やかに実施することとし、次のとおり取り扱うものとする。

ア 事情聴取の対象者は、原則として、調査対象者における入札又は積算に関する実質的な責任者とする。

イ 事情聴取後、その場で事情聴取の内容を記録した事情聴取書（様式 3）を作成し、事情聴取の対象者に内容の確認を行ったうえで対象者本人の記名押印を求める。

ウ 談合の事実を否認している場合は、事情聴取の内容について社内調査を依頼し、誓約書（様式 4）の提出を求める。

- (3) 積算内容調査

積算内容調査は、事情聴取時に調査対象者から入札価格の根拠となった積算・見積に関する積算書等又は見積書等の提出を求めて調査を行うものとする。

提出を求められた調査対象者は積算書等又は見積書等に「商号又は名称・代表者の役職、氏名・大阪市への届出印」の記載したものを提出する。

提出された資料は、談合の蓋然性が高いと判断し入札を無効にした場合を除き、原則として調査及び審議が終了した後、返却する。

- 2 調査対象者が、事情聴取に応じない又は提出を求められている誓約書等を提出しないなど本市職員の指示に従わない場合は、工事請負等競争入札参加者心得に違反するものとして、大阪市競争入札参加停止措置要綱別表第 12 項第 1 号に定める期間、競争入札参加停止措置を行う旨の通知をする。

（入札情報等の公表に係る取扱い）

第 6 条 調査を行う場合の公表の方法については、次のとおり取り扱う。

- (1) 入札執行前に事情聴取を行うにあたり、不正な入札が行われるおそれがあると認められるため、入札期日を延期又は中止する場合の公表は、大阪市電子調達システムにより行う。

- (2) 入執行後に事情聴取を行うため、落札決定又は落札候補者を保留する場合の公表は、大阪市電子調達システムにより行う。

この場合において、入札参加者名、審査順位及び入札金額は公表しない。

### 第3編 談合疑義事実が認められた場合の対応

(談合疑義事実が認められた場合の事務手続き)

第7条 調査等の手続きについては、前編を準用する。

### 第4編 調査及び審議後の対応等

(調査及び審議後の対応)

第8条 調査及び審議後の対応は、次のとおりとする。

(1) 調査・審議後、談合の事実が認められた場合等

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、契約締結前にあつては、規則第29条を適用し、当該入札を中止又は規則第28条第1項第9号を適用し、当該入札を無効とともにその旨について公表する。また、契約締結後にあつては、契約解除することができる。

(2) 調査・審査終了後、談合の事実が認められなかった場合

当該調査を終了するとともに、必要な手続きを進める。

(関係機関への報告等)

第9条 大阪市が行う入札に関する談合情報等は、公正取引委員会への報告等又は情報提供を行う。また、委員長が必要と認めるときは、大阪府警察に対して、告訴、告発又は情報提供を行う。

2 前項に定める報告等、告訴、告発又は情報提供にあつては、原則として次の資料を添付する。

ア 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）

イ 事情聴取書（写）

ウ 誓約書（写）

エ 入札経過調書

オ その他、談合の物証となりえる資料等

3 通報の時期

談合情報等については、委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときのほか、追加の談合情報等があったときや、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続きの各段階において行う。

4 通報の方法

談合情報等については、原則として、事務局が担当官へ直接に説明する方法によるものとする。

#### 5 通報後の対応

通報に係る事情について、公正取引委員会又は大阪府警察から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

#### (談合情報等の管理)

第 10 条 談合情報等に関連する資料については、特に通報者の秘密保持について配慮し、大阪市情報公開条例第 7 条の規定により適切に対応する。

#### (その他)

第 11 条 このマニュアルに定めのない事項、又はこのマニュアルに定める手続により難しい場合は、公正入札調査委員会において手続を定め、適宜必要と認められる措置をとることができる。

#### 附 則

このマニュアルは、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

## 談合情報報告書

平成 年 月 日

通報受付日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
通報の手段	・電話 ・書面 ・面談 ・報道 ( )
通報受信者	
案件名称	
入札(予定)日 又は 開札日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
通報の相手方	① 氏名(役職名) ② 住所 ③ 連絡先 ※通報者が報道機関であった場合は、報道機関名、所属部署名及び氏名を確認する。
通報の具体的内容	① 落札(予定)者名 ② 落札(予定)金額 ③ 誰が(行為の主体者)誰と(共同行為者) ・いつ(日時) ・どこで(場所) ・どんな方法で何をした ④ 情報源(談合を知った経過等)
応答の概要	
備考 (その他通報者が 話したこと等)	

※適宜、参考資料(入札経過調書等)を添付すること。

(様式2)

## 談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
案 件 名 称	
入札 (予定) 日	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
談合があると疑うに 足りる事実を申し出た 職員	① 局名 (事務所名) ② 所 属 ③ 役 職 ④ 氏 名 ⑤ 連絡先
談合があると疑うに 足りる事実を得た根拠	
備 考	

※適宜、参考資料 (入札経過調書等) を添付すること。

事情聴取書

案件名称	
業者名 事情聴取を受けた者	
事情聴取者	
日時	平成 年 月 日( ) 午前・午後 時 分～ 時 分
場所	
【聴取内容】 ※聴取する内容については、通報内容や入札経過等により事例を参考に適宜判断する。	
【業者側回答】 ※聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。	
	上記回答内容について相違ございません。 平成 年 月 日 会社名 役職名 氏名

# 見本

(様式4)

## 誓約書

平成 年 月 日

大阪市契約管財局長

様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

㊞

(契約書に押印する印鑑と同一印)

事情聴取を受けた者

氏 名

㊞

下記の入札について、貴市の事情聴取において、事情聴取を受けた者が述べたことは事実と相違なく、調査において提出した資料の記載事項は事実と相違ないこと、また、本件入札にあたり入札参加者間における談合その他不正行為等（入札価格又は入札意思についての相談等）は行っておらず、社内調査した結果においても不正な行為を行った事実が全く存在しなかったことをご報告します。

また、「工事請負等競争入札参加者心得」に定める事項を遵守していること、今後とも法令及び「工事請負等競争入札参加者心得」を遵守することを誓約いたします。

今後、上記内容に反する事実又は談合その他不正行為が判明した場合には、参加停止措置や損害賠償請求等、貴市がいかなる措置をとられても異議のないことを併せて誓約いたします。

なお、この誓約書の写し及び本件に関する一切の調査書類が公正取引委員会及び大阪府警察に送付されても、異議はありません。

### 記

1 案件名称

2 入札（開札）日時 平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

※基本的な様式であり、調査の内容に応じて誓約内容は変わることがある。

